

※本要項は前回の募集要項のため、この要項では申請できません。

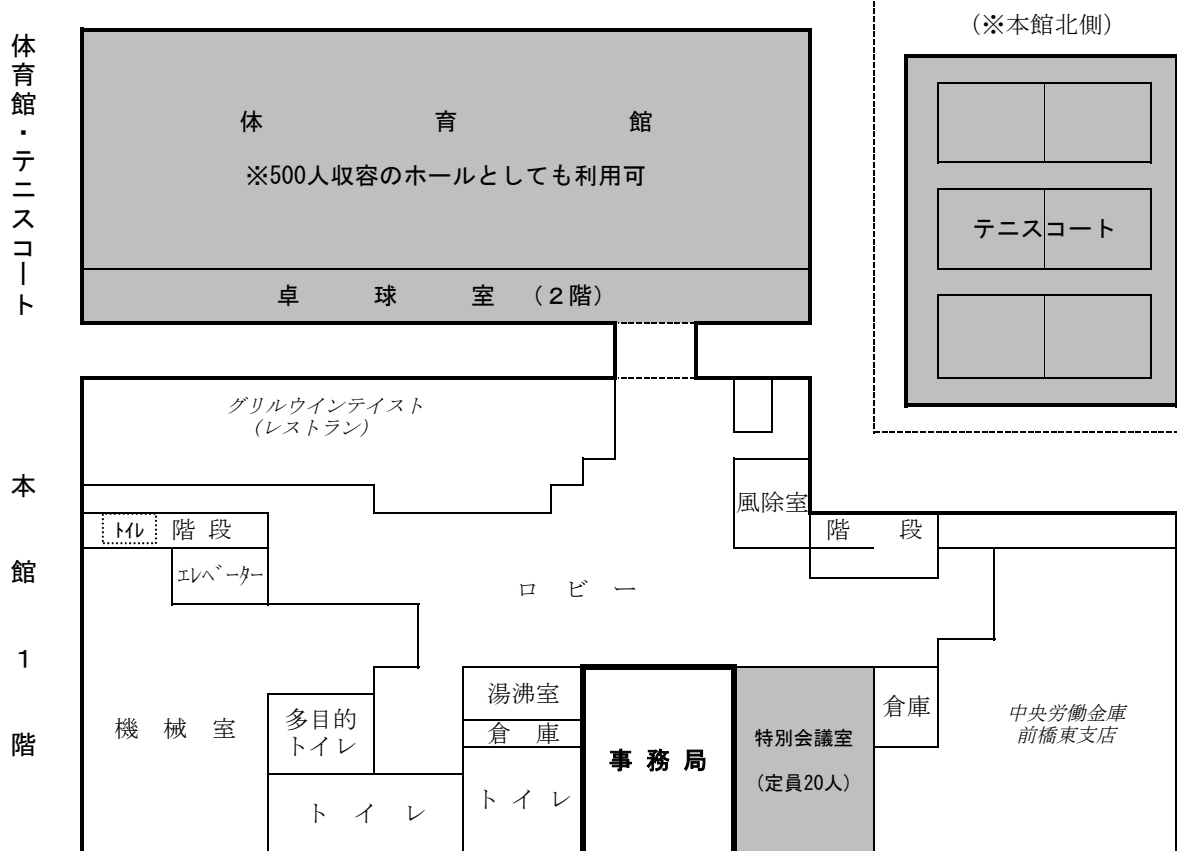
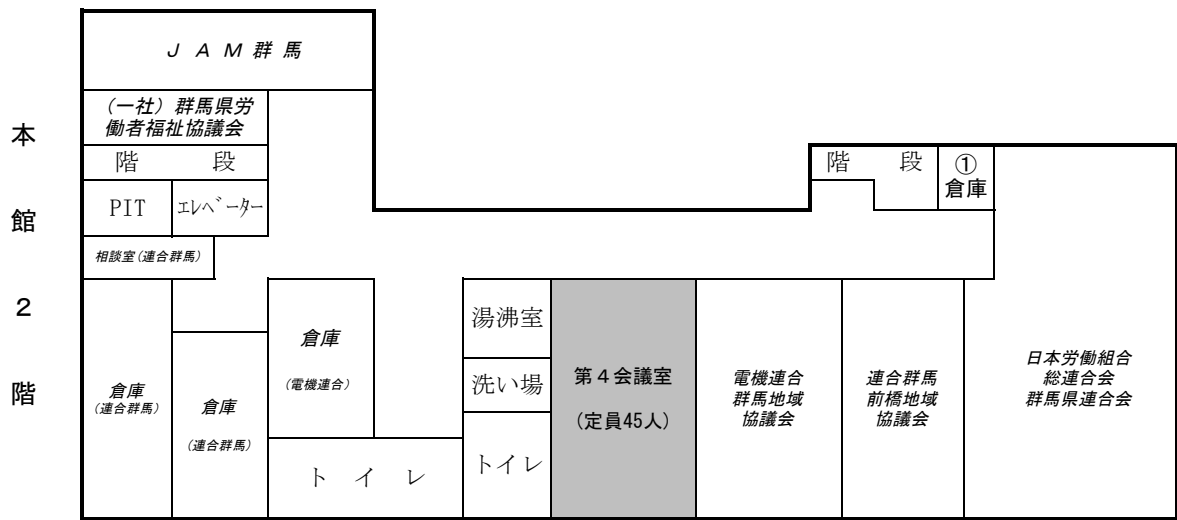
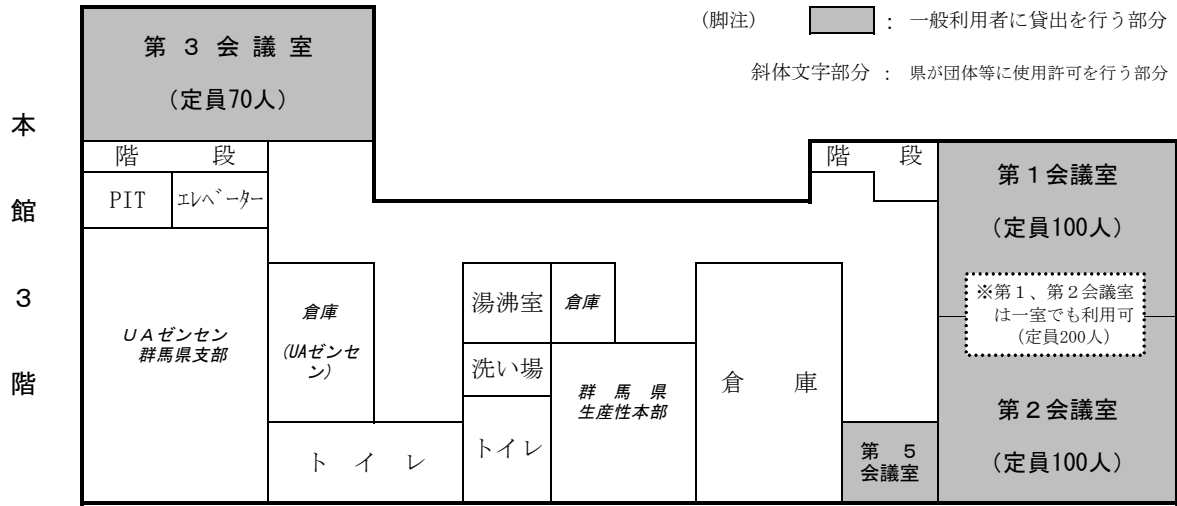
【 資 料 集 】

1	貸出施設の状況	2 1
2	館内見取り図	2 2
3	全体配置図	2 3
4	利用状況（H24～H27）	2 4
5	業務に関する基本仕様書	2 5
6	貸出業務の流れ（現状）	2 7
7	オンラインによる施設の予約等に関する事項	2 8
8	条例で定める利用料金の範囲	3 0
	群馬県勤労福祉センター設置及び管理に関する条例	3 2
9	維持管理の主な仕様（現状）	3 9
10	管理経費の状況（H23～H27）	4 0
	別表（修繕費内訳）	4 1
11	施設・設備の主な整備実績	4 2
12	現職員の業務について	4 3
13	入居団体からの分担金徴収実績	4 4
14	電気設備の詳細について	4 5
15	備品一覧	4 6

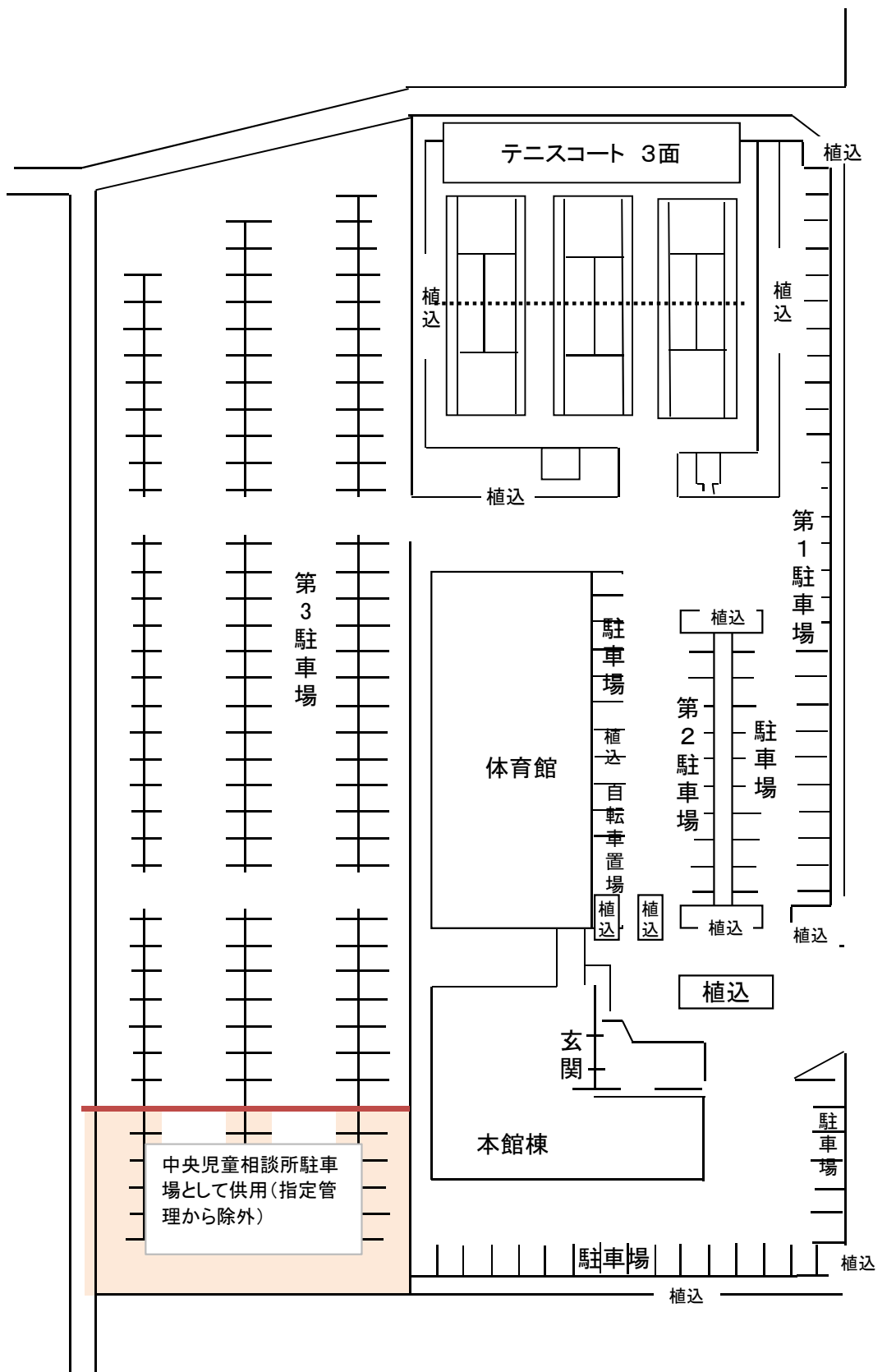
# 1 貸 出 施 設 の 状 況

内 容		面 積	定 員	フロア	設 備
施設名					
本 館	第 1 会議室	161.28㎡	100人	3階	テーブル(第1:34、第2:36)、折りたたみ椅子(第1:102、第2:108)、マイク(4)、
	第 2 会議室	161.28㎡	100人	3階	ポータブルステージ、演台、花台、 ホワイトボード、スクリーン
	第 3 会議室	125.50㎡	70人	3階	テーブル (24)、折りたたみ椅子 (72)、 マイク (2)、演台、ホワイトボード、スクリーン
	第 4 会議室	78.75㎡	45人	2階	テーブル (15)、椅子 (45)、マイク(1)、 ホワイトボード、スクリーン
	第 5 会議室	23.40㎡	10人	3階	テーブル(1)、キャスター付き椅子(10)
	特別会議室	52.64㎡	20人	1階	円形テーブル、回転椅子(20)
体育館	主 競 技 場	756.00㎡	—	1階	○全面を競技で利用する場合、それぞれ <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボール (1面)</li> <li>・バレーボール (2面)</li> <li>・バドミントン (6面)</li> <li>・卓球台 (15台) での利用が可能</li> </ul> ○ホールとして利用の場合、500人収容可 マイク(2)
	卓 球 室	240.64㎡	—	2階	卓球台 (常設5台)
テニスコート		1,961.00㎡	—	—	ハードコート (3面)、夜間照明付

## 2 館 内 見 取 り 図



### 3 全体配置図



4 利 用 状 況 (H24~H27)

施 設 名		項 目	平成24年度 (357日営業)	平成25年度 (357日営業)	平成26年度 (357日営業)	平成27年度 (358日営業)	4か年平均	
会 議 室	第1会議室 (定員100人)	件数	517	472	470	478	484	
		利用者数	20,149	17,732	17,533	17,512	18,232	
		収入額(円)	3,468,150	3,166,400	3,226,860	3,263,510	3,281,230	
		利用率	48.3%	44.1%	43.9%	44.5%	45.20%	
	第2会議室 (定員100人)	件数	447	422	413	438	430	
		利用者数	16,079	15,063	15,130	15,591	15,466	
		収入額(円)	2,966,650	2,816,900	2,821,790	2,987,030	2,898,093	
		利用率	41.7%	39.4%	38.6%	40.8%	40.13%	
	第3会議室 (店員70人)	件数	425	437	410	423	424	
		利用者数	15,079	14,979	12,891	13,764	14,178	
		収入額(円)	2,281,400	2,338,750	2,238,180	2,293,890	2,288,055	
		利用率	39.7%	40.8%	38.3%	39.4%	39.55%	
	第4会議室 (定員45人)	件数	415	456	473	419	441	
		利用者数	7,833	7,691	7,974	7,944	7,861	
		収入額(円)	1,414,250	1,537,400	1,650,740	1,450,350	1,513,185	
		利用率	38.7%	42.6%	44.2%	39.0%	41.13%	
	第5会議室 (定員10人)	件数	497	528	530	541	524	
		利用者数	2,693	2,710	2,530	2,559	2,623	
		収入額(円)	468,950	501,750	515,460	533,420	504,895	
		利用率	46.4%	49.3%	49.5%	50.4%	48.90%	
特別会議室 (定員20人)	件数	238	228	238	207	228		
	利用者数	3,267	3,261	3,182	2,876	3,147		
	収入額(円)	844,900	809,100	873,620	768,960	824,145		
	利用率	22.2%	21.3%	22.2%	19.3%	21.25%		
附属設備	収入額(円)	701,350	674,790	641,750	669,350	671,810		
会議室全体	件数	2,539	2,543	2,534	2,506	2,531		
	利用者数	65,100	61,436	59,240	60,246	61,506		
	収入額(円)	12,145,650	11,845,090	11,968,400	11,966,510	11,981,413		
	利用率	39.5%	39.6%	39.4%	38.9%	39.35%		
体 育 施 設	体育館	主競技場	件数	1,568	1,531	1,546	1,646	1,573
			利用者数	21,321	21,838	23,189	23,256	22,401
		卓球室	収入額(円)	3,103,080	3,025,200	3,112,500	3,187,370	3,107,038
			利用率	73.2%	71.5%	72.2%	76.6%	73.38%
	テニスコート (3面)	件数	862	885	937	848	883	
		利用者数	9,936	10,663	11,374	9,452	10,356	
		収入額(円)	958,490	1,012,950	1,055,350	871,040	974,458	
		利用率	80.5%	82.6%	87.5%	79.0%	82.40%	
	附属設備等	件数	901	866	917	1,070	939	
		利用者数	3,482	3,270	2,994	3,730	3,369	
		収入額(円)	1,111,800	1,020,290	946,680	1,106,300	1,046,268	
		利用率	28.0%	27.0%	28.5%	33.2%	29.18%	
	体育施設全体	収入額(円)	1,722,170	1,665,100	1,650,220	1,635,530	1,668,255	
		件数	3,331	3,282	3,400	3,564	3,394	
		利用者数	34,739	35,771	37,557	36,438	36,126	
		収入額(円)	6,895,540	6,723,540	6,764,750	6,800,240	6,796,018	
施 設 全 体	利用率	51.8%	51.1%	52.9%	55.3%	52.77%		
	件数	5,870	5,825	5,934	6,070	5,925		
	利用者数	99,839	97,207	96,797	96,684	97,632		
	収入額(円)	19,041,190	18,568,630	18,733,150	18,766,750	18,777,430		

※利用率の計算方法:1日のうち「午前」「午後」「夜間」の全時間帯に、全エリアの利用があった場合を「100%」として換算  
件数についても利用区分ごとにカウント(1回の利用で、午前、午後、夜間利用すれば3件とした)

## 5 業務に関する基本仕様書

### 1 趣旨

本書は、群馬県勤労福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営に当たり、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法についての基本事項を定めるものとする。

### 2 基本的な考え方

- (1) センターは、勤労者の福祉の向上を図ることを主目的に設置した施設であるので、その設置理念を尊重しつつ、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及びグループに対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民からの意見や要望を管理運営に反映するよう努め、県民サービスの向上を図ること。
- (4) 施設の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、維持管理や危機管理に万全を期すること。
- (6) 管理運営には善良な管理者の注意をもって当たることとし、本書に規定するもののほか、指定管理者の業務について定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、県と協議すること。

### 3 業務の内容

- (1) 施設や附属設備の貸出しに関する業務  
県民の平等な利用の確保に配慮しつつ、現状の貸出業務の流れ（P. 27 参照）を参考に会議室、体育館、テニスコート及び附属設備の利用申込みの受付や利用の承認等、貸出しに付随する業務を行うこと。  
その際、窓口での業務に加え、「ぐんま電子申請等受付システム（施設予約サービス）」（P. 28～29 参照）を活用した受付等にも対応すること。
- (2) 開館時間、休館日の変更等に関する業務  
施設の管理等の事情から必要があると認めた場合には、知事の承認を受け、開館時間の変更、休館日の変更及び臨時休館日設定を行うことができること。
- (3) 利用料金の收受等に関する業務  
群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例に規定する範囲（P. 30～

38参照) 内で、あらかじめ知事の承認を受け、利用料金を設定し、利用料金の收受や返還等の業務を行うこと。

(4) 施設や附属設備の維持管理に関する業務

利用者が安全かつ快適に利用できるよう、現状の維持管理の主な仕様(P. 39参照)を参考に業務基準を定め、関係法令に基づいた適切な管理を行うこと。

(5) その他知事が必要と認める業務

センター全般を管理する立場から、県が行政財産の使用許可を行う入居団体とも協力・連携して管理運営を行うこと。

なお、入居団体との間で調整や対応が必要となる業務は、概ね次に掲げるとおりである。

① 分担金(電気、水道等の光熱水費及びその他の経費)の徴収

② 館内の鍵の管理

③ 蛍光灯の交換

④ 館内団体連絡会議

⑤ その他危機管理への対応など、調整が必要な事項

## 6 貸 出 業 務 の 流 れ (現 状)

会 議 室  
 体 育 館 ・ テ ニ ス コ ー ト  
 < 団 体 利 用 ( 8 人 以 上 ) >

体 育 館 ・ テ ニ ス コ ー ト  
 < 個 人 利 用 >

○ 受 付 時 間  
 ・ 月～日曜日：9:00～18:00 (年末年始を除く)  
 ※祝祭日の場合も、上記のとおり対応

予 約 開 始 日  
 ( 利 用 日 の 3 か 月 前 の 月 の 1 日 )

- ・ 例) 8 月 中 の 予 約 の 場 合 、  
 5 月 1 日 から 受 付 開 始
- ・ 電 話 で の 予 約 の 場 合 に は 、  
 仮 申 込 み と し て 整 理
- ・ 利 用 の 当 日 ま で に 申 請 書 を  
 提 出 し 、 料 金 を 払 込 み

利 用 承 認

- ・ 利 用 承 認 書 交 付
- 利 用 変 更 ---
  - ・ 利 用 者 都 合 に よ る 場 合  
 → 返 金 せ ず ( キ ャ ン セ ル 扱 )
  - ・ 利 用 者 の 責 め に 帰 さ ない 場 合  
 例) 雨 天 で テ ニ ス の 利 用 不 可  
 → 他 の 日 に 振 替 な ど で 対 応
- 利 用 キ ャ ン セ ル ---
  - ・ 利 用 者 都 合 に よ る 場 合  
 → 返 金 せ ず
  - ・ 利 用 者 の 責 め に 帰 さ ない 場 合  
 → 返 金

利 用 日

利 用 日

- ・ 先 着 順 で 利 用 可  
 ( 申 込 み 簿 に 記 入 し 、 料 金 を 払 込 み )
- ・ 夜 間 利 用 は 、 当 日 の 電 話 で も 予 約 可
- ・ 小 中 学 生 の 夜 間 利 用 は 、 保 護 者 同 伴 が 条 件



## 7 オンラインによる施設の予約等に関する事項

群馬県が用意するぐんま電子申請等受付システム（以下「施設予約サービス」という。）を利用し、施設の予約等について、次のように対応していただきます。

### 1 システムの概要

施設予約サービスとは、パソコンや携帯電話等からインターネットによる予約申請の受付等を行うことができるサービスです。指定管理者は、インターネットを経由して、システムにアクセスし、利用します。

なお、施設予約サービスを利用することによって収集される個人情報は、群馬県個人情報保護条例が適用されます。

### 2 施設予約サービス利用条件

#### (1) 情報セキュリティポリシーに関する事項

指定管理者は、施設予約サービスを利用するに当たって、必要な情報セキュリティの確保のため、ぐんま電子申請等受付システム情報セキュリティポリシーを遵守していただきます。

#### (2) 個人情報保護に関する事項

指定管理者は、施設予約サービスを利用するに当たって、施設の運営に際し知り得た個人情報の保護のため、群馬県個人情報保護条例とぐんま電子申請等受付システム個人情報管理規程を遵守していただきます。

### 3 施設予約サービスに係る業務に関する事項

(1) 施設予約サービスを用いた予約に関する業務（予約登録、予約審査、実績登録等）

(2) 施設予約サービスを用いた施設情報の保守に関する業務（審査を行う職員の情報、部屋、設備等の情報も含む）

(3) 利用者登録に関する業務（登録・変更・廃止・報告等）

\* 申請者からぐんま電子申請等受付システムサービス利用規約への同意を得てから、利用者登録を行ってください。

(4) 施設利用登録\* に関する業務（審査等）

\* 申請者が施設予約サービスを利用してインターネットから施設に予約を申し込むことができるように予め登録することです。

（注：無条件に利用させる施設の場合は、この部分は必要ありません。）

(5) その他「施設予約サービス」を運用させるのに必要な業務

### 4 施設予約サービスの運用に当たって県が用意するものに関する事項（別図参照）

本システムの運用に当たり、群馬県が用意するものは次のとおりです。

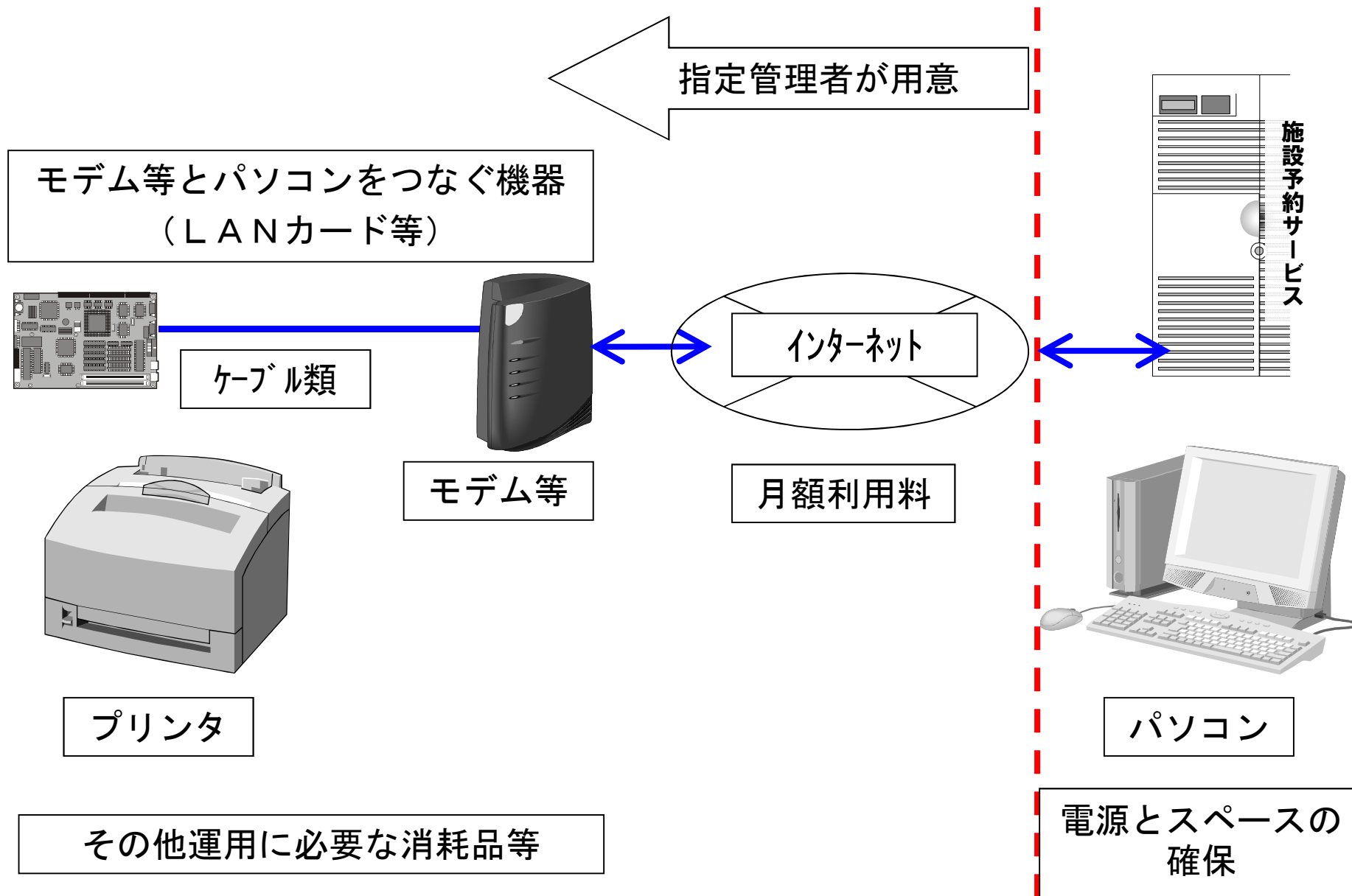
(1) 施設予約サービスを利用するために必要な機器（パソコン）

(2) 電源とスペースの確保

※ プリンターについては、指定管理者が通常使用するプリンターを使用することとします。

※ インターネット接続環境及びインターネット接続にかかる費用（月額利用料・モデムレンタル料等）その他運用に必要な消耗品等についても、指定管理者が用意するものとします。

# 7 別図



## 8 条例で定める利用料金の範囲

### 1 占用利用料金

#### (1) 会議室

分		現行料金 (A)	条例で定める利用料金の範囲	
			下 限	上 限
第1会議室 (100人)	午 前 9:00~12:30	6,120円	4,830円	7,400円
	午 後 13:00~17:00	7,140円	5,760円	8,530円
	夜 間 17:30~22:00	8,170円	6,580円	9,770円
	1 日 9:00~22:00	21,430円	17,170円	25,700円
第2会議室 (100人)	午 前 9:00~12:30	6,120円	4,830円	7,400円
	午 後 13:00~17:00	7,140円	5,760円	8,530円
	夜 間 17:30~22:00	8,170円	6,580円	9,770円
	1 日 9:00~22:00	21,430円	17,170円	25,700円
第3会議室 (70人)	午 前 9:00~12:30	4,830円	3,900円	5,760円
	午 後 13:00~17:00	5,550円	4,420円	6,680円
	夜 間 17:30~22:00	6,420円	5,140円	7,710円
	1 日 9:00~22:00	16,800円	13,460円	20,150円
第4会議室 (45人)	午 前 9:00~12:30	3,080円	2,460円	3,700円
	午 後 13:00~17:00	3,490円	2,770円	4,210円
	夜 間 17:30~22:00	4,060円	3,290円	4,830円
	1 日 9:00~22:00	10,630円	8,520円	12,740円
第5会議室 (10人)	午 前 9:00~12:30	820円	720円	920円
	午 後 13:00~17:00	1,020円	820円	1,230円
	夜 間 17:30~22:00	1,180円	920円	1,440円
	1 日 9:00~22:00	3,020円	2,460円	3,590円
特別会議室 (20人)	午 前 9:00~12:30	3,180円	3,180円	4,930円
	午 後 13:00~17:00	3,800円	3,800円	5,650円
	夜 間 17:30~22:00	4,320円	4,320円	6,370円
	1 日 9:00~22:00	11,300円	11,300円	16,950円

## (2) 体育施設

区 分				現行料金 (A)	条例で定める利用料金の範囲		
					下 限	上 限	
体 育 館	主 競 技 場	運動競技に使用する場合	全面を使用する場合	午前 9:00~12:30	3,800円	3,080円	4,520円
				午後 13:00~17:00	4,520円	3,600円	5,450円
				夜間 17:30~22:00	4,520円	3,600円	5,450円
				1日 9:00~22:00	12,840円	10,280円	15,420円
			半面を使用する場合	午前 9:00~12:30	1,900円	1,440円	2,360円
				午後 13:00~17:00	2,260円	1,850円	2,670円
				夜間 17:30~22:00	2,260円	1,850円	2,670円
				1日 9:00~22:00	6,420円	5,140円	7,700円
		運動競技以外に使用する場合	午前 9:00~12:30	7,610円	6,170円	9,050円	
			午後 13:00~17:00	9,050円	7,200円	10,900円	
			夜間 17:30~22:00	9,050円	7,200円	10,900円	
			1日 9:00~22:00	25,710円	20,570円	30,850円	
		卓球室	午前 9:00~12:30	1,280円	1,020円	1,540円	
			午後 13:00~17:00	1,380円	1,130円	1,640円	
			夜間 17:30~22:00	1,380円	1,130円	1,640円	
			1日 9:00~22:00	4,040円	3,280円	4,820円	
	テニスコート (1面)	午前 9:00~12:30	1,950円	1,540円	2,360円		
		午後 13:00~17:00	2,570円	2,050円	3,080円		
		夜間 17:30~22:00	2,570円	2,050円	3,080円		
		1日 9:00~22:00	7,090円	5,640円	8,520円		
照 明	主 競 技 場	運動競技に使用する場合	全面を使用する場合	1時間	920円	720円	920円
			半面を使用する場合	1時間	460円	360円	460円
		運動競技以外に使用する場合	1時間	920円	720円	920円	
		卓球室	1時間	410円	300円	410円	
		テニスコート(1面)	1時間	820円	610円	820円	
	放送設備	午前、午後、夜間1回毎	850円		850円		
	更衣ロッカー	午前、午後、夜間1回毎	50円		50円		

## 2 個人利用料金

区 分				現行料金 (A)	条例で定める利用料金の範囲	
					下 限	上 限
体 育 館	主 競 技 場	午前、午後、夜間 各1回につき	一 般	370円	300円	410円
			小中学生	180円	150円	200円
	卓球室	午前、午後、夜間 各1回につき	一 般	370円	300円	410円
			小中学生	180円	150円	200円
	テニスコート (午前、午後、夜間各1回につき)		一 般	370円	300円	410円
			小中学生	180円	150円	200円
照 明	体 育 館	主競技場	1回	200円	160円	200円
		卓球室	1回	200円	160円	200円
		テニスコート	1回	200円	160円	200円

## ○群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例

昭和五十九年三月三十日条例第二十四号  
改正

昭和五九年一〇月一三日条例第四一号

平成 元年 三月二七日条例第八号

平成 二年 三月三〇日条例第一一号

平成 五年 三月二六日条例第九号

平成 六年 三月三〇日条例第一九号

平成 八年 三月二七日条例第二号

平成 九年 三月二六日条例第六号

平成一二年 三月二三日条例第七号

平成一七年 六月一七日条例第五五号

平成二六年 三月二八日条例第一七号

平成二七年一二月二二日条例第八五号

群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(設置)

第二条 勤労者の福祉の向上を図り、労使関係の安定に寄与するとともに、広く県民の利用に供するため、群馬県勤労福祉センター（以下「勤労福祉センター」という。）を前橋市に設置する。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に勤労福祉センターの管理を行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例五五号〕

(指定管理者が行う管理の業務)

第四条 指定管理者は、次に掲げる勤労福祉センターの利用に供する業務その他の管理の業務を行うものとする。

一 勤労福祉センターの別表に掲げる施設及び附属設備（以下「有料施設等」という。）の利用の承認等に関する業務

二 有料施設等の利用の承認の取消し等に関する業務

三 勤労福祉センターの休館日の変更等に関する業務

四 勤労福祉センターの開館時間の変更に関する業務

五 有料施設等の利用料（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

六 勤労福祉センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

七 前各号に掲げるもののほか、勤労福祉センターの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

追加〔平成一七年条例五五号〕

(休館日)

第五条 勤労福祉センターの休館日は、十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

追加〔平成一七年条例五五号〕

(開館時間)

第六条 勤労福祉センターの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項に規定する開館時間を変更することができる。

追加〔平成一七年条例五五号〕

(利用の承認)

第七条 有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき又は勤労福祉センターの管理上必要があると認めるときは、利用を承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

3 指定管理者は、第一項の承認を与える場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(目的外利用等の禁止)

第八条 前条第一項の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、有料施設等を承認を得た目的以外の目的に利用し、又は他人に利用させてはならない。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(利用の承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は勤労福祉センターの管理上特に必要があると認めるときは、有料施設等の利用を制限し、若しくは停止させ、又はその承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。

二 第七条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

四 第七条第三項の条件に違反したとき。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(原状回復義務)

第十条 利用者は、その利用を終了したとき（前条の規定による利用の制限若しくは停止又は承認の取消しがあつたときを含む。）は、直ちに有料施設等を原状に回復してこれを返還しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(損害賠償)

第十一条 利用者は、有料施設等を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十二条 知事は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一七年条例五五号〕

(利用料金の納付)

第十三条 利用者は、指定管理者が定めた額の利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者が必要と認めた場合のほか、第七条第一項の承認を受ける際に納入するものとする。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(利用料金の返還)

第十四条 指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなつたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例五五号〕

(利用料金の減免)

第十五条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

(知事による管理)

第十六条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、期間を定めて第四条各号に掲げる管理の業務（以下「管理の業務」という。）の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難であると認めるときは、当該管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

追加〔平成一七年条例五五号〕

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、勤労福祉センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例五五号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 群馬県労使会館設置及び管理に関する条例（昭和三十三年群馬県条例第二十五号）は、廃止する。

附 則（昭和五十九年十月十三日条例第四十一号）

この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十七日条例第八号抄）

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の群馬県行政財産使用料条例第四条の規定は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）以後の行政財産の使用部分に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用部分に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月三十日条例第十一号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。（後略）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月二十六日条例第九号抄）

改正

平成 六年 三月三〇日条例第一九号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。（後略）

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十日条例第十九号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十七日条例第二号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十六日条例第六号抄）

(施行期日)

第一条 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年三月二十三日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。(後略)

(使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年六月十七日条例第五十五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。以下この項において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定により使用又は利用の承認等を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年三月二十八日条例第十七号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に使用若しくは利用の承認若しくは許可を受けている者、又は届出を行った者の当該承認、許可又は届出に係る使用料又は利用料金（群馬県放牧場条例第六条第一項の表及び同条第二項の表、群馬県民会館の設置及び管理に関する条例別表、群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例別表、群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第二、群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例別表第二、群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例別表、群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例別表第二、群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例別表、群馬会館の設置及び管理に関する条例別表、群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例別表、群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例別表、群馬県馬事公苑（えん）の設置及び管理に関する条例別表、群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例別表第一、群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例別表、群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例別表、ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例別表第一、群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第三、群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第二、群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例別表、群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例別表、群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第二、群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例別表第二、群馬県自動車駐車場条例別表、昭和庁舎の設置及び管理に関する条例別表、群馬県ゴルフ場管理条例別表（年間パスポート料の項を除く。）、群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例別表第一並びにぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例別表に規定する使用料又は利用料金をいう。）の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年十二月二十二日条例第八十五号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第四条、第十二条関係）

一 占用利用料金

区分	利用料金
----	------



本館	第一会議室	午前	四、八三〇円以上 七、四〇〇円以下
		午後	五、七六〇円以上 八、五三〇円以下
		夜間	六、五八〇円以上 九、七七〇円以下
		一日	一七、一七〇円以上 二五、七〇〇円以下
	第二会議室	午前	四、八三〇円以上 七、四〇〇円以下
		午後	五、七六〇円以上 八、五三〇円以下
		夜間	六、五八〇円以上 九、七七〇円以下
		一日	一七、一七〇円以上 二五、七〇〇円以下
	第三会議室	午前	三、九〇〇円以上 五、七六〇円以下
		午後	四、四二〇円以上 六、六八〇円以下
		夜間	五、一四〇円以上 七、七一〇円以下
		一日	一三、四六〇円以上 二〇、一五〇円以下
	第四会議室	午前	二、四六〇円以上 三、七〇〇円以下
		午後	二、七七〇円以上 四、二一〇円以下
		夜間	三、二九〇円以上 四、八三〇円以下
		一日	八、五二〇円以上 一二、七四〇円以下
	第五会議室	午前	七二〇円以上 九二〇円以下
		午後	八二〇円以上 一、二三〇円以下
		夜間	九二〇円以上 一、四四〇円以下
		一日	二、四六〇円以上 三、五九〇円以下
特別会議室	午前	三、一八〇円以上 四、九三〇円以下	
	午後	三、八〇〇円以上 五、六五〇円以下	
	夜間	四、三二〇円以上 六、三七〇円以下	
	一日	一一、三〇〇円以上	

					一六、九五〇円以下
体育館	主競技場	運動競技に使用する場合	全面を使用する場合	午前	三、〇八〇円以上 四、五二〇円以下
				午後	三、六〇〇円以上 五、四五〇円以下
				夜間	三、六〇〇円以上 五、四五〇円以下
			一日	一〇、二八〇円以上 一五、四二〇円以下	
			半面を使用する場合	午前	一、四四〇円以上 二、三六〇円以下
				午後	一、八五〇円以上 二、六七〇円以下
		夜間		一、八五〇円以上 二、六七〇円以下	
		運動競技以外に使用する場合	午前	六、一七〇円以上 九、〇五〇円以下	
			午後	七、二〇〇円以上 一〇、九〇〇円以下	
			夜間	七、二〇〇円以上 一〇、九〇〇円以下	
			一日	二〇、五七〇円以上 三〇、八五〇円以下	
		卓球室	午前	一、〇二〇円以上 一、五四〇円以下	
午後	一、一三〇円以上 一、六四〇円以下				
夜間	一、一三〇円以上 一、六四〇円以下				
一日	三、二八〇円以上 四、八二〇円以下				
テニスコート	一面	午前	一、五四〇円以上 二、三六〇円以下		
		午後	二、〇五〇円以上 三、〇八〇円以下		
		夜間	二、〇五〇円以上 三、〇八〇円以下		
		一日	五、六四〇円以上 八、五二〇円以下		
照明	体育館	主競技場	運動競技に使用する場合	全面を使用する場合	一時間 七二〇円以上 九二〇円以下
				半面を使用する場合	一時間 三六〇円以上 四六〇円以下
			運動競技以外に使用する場合	一時間 七二〇円以上 九二〇円以下	

	卓球室	一時間	三〇〇円以上 四一〇円以下
	テニスコート	一面 一時間	六一〇円以上 八二〇円以下
放送設備	午前、午後、夜間各一回		八五〇円
更衣ロッカー	午前、午後、夜間各一回		五〇円

二 個人利用料金

区分				利用料金
体育館	主競技場	午前、午後、夜間各一回	一般	三〇〇円以上 四一〇円以下
			小学生及び中学生	一五〇円以上 二〇〇円以下
	卓球室	午前、午後、夜間各一回	一般	三〇〇円以上 四一〇円以下
			小学生及び中学生	一五〇円以上 二〇〇円以下
テニスコート		午前、午後、夜間各一回	一般	三〇〇円以上 四一〇円以下
			小学生及び中学生	一五〇円以上 二〇〇円以下
照明	体育館	主競技場	一回	一六〇円以上 二〇〇円以下
		卓球室	一回	一六〇円以上 二〇〇円以下
	テニスコート		一回	一六〇円以上 二〇〇円以下

注一 午前とは九時から十二時三十分までを、午後とは十三時から十七時までを、夜間とは十七時三十分から二十二時までを、一日とは九時から二十二時までをいう。

二 小学生及び中学生とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒をいう。

全部改正〔平成一七年条例五五号〕、一部改正〔平成二六年条例一七号・二七年八五号〕

## 9 維持管理の主な仕様（現状）

区分	種別	業務内容・対象	仕様・条件等	頻度等
設備管理	共通		①運転操作及び機能確認	毎日（休館日を除く）
			②日常点検	
			③関係法令に基づいた予防保全措置	
			④火災、地震、事故発生時など緊急時の指揮・監督	
			⑤軽微な営繕、補修、部品交換	
			⑥官公庁検査の立会及び手続代行	
			⑦点検、測定、工事等に関する記録及び各種報告	
			⑧その他設備管理に係る付随業務	
	冷暖房設備	吸収式冷温水機及び附器類	①冷暖房切替整備及び試運転調整	年2回
			②冷暖房シーズン中巡回点検	
			③冷温水ポンプ、ファンコイルユニット等点検	年1回
			④煙管、チューブ等清掃	
			⑤吸収液管理等	
	空冷ヒートポンプエアコン及びマルチパッケージ空調機	①空冷ヒートポンプエアコン点検	年2回（フロンガス点検3年に1回 H29年度第3会議室室外機1台対象）	
②マルチパッケージ室内外機点検				
③全熱交換ユニット点検				
地下タンク	A重油、15kl	定期点検	年1回	
電気設備	自家用電気工作物 ・設備容量：350kVA ・最大電力：220kW ・受電電圧：6,600V ・予備発電装置等	①通常点検	毎月1回（年12回）	
		②定期点検	年1回	
		③その他電気事業法の規定に基づく保安	随時	
水道設備	受水槽、高架水槽	清掃、消毒	年1回	
プロパンガス設備	塩素注入		随時	
	本館及び体育館		随時	
消防設備	消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常放送設備等	定期点検	年1回	
		総合点検 防火対象物点検		
昇降機	ロープ式エレベーター （地震時管制運転装置含む）	①定期点検	年4回	
		②定期整備	随時	
		③遠隔監視・点検装置による点検	月1回	
自動ドア		定期点検	年3回	
電話交換設備	構内交換機	定期点検	毎月1回（年12回）	
浄化槽	流量調整付接触曝気 ・対象人員：256人 ・汚水量：40m <sup>3</sup> ・流入水質：200mg/l ・放流水質：30mg/l	①定期点検	毎月2回（年24回）	
		②汚泥調整（汲取り）	年1回	
		③法定検査		
清掃	日常清掃	会議室：442.56m <sup>2</sup>	①床、扉、ですり、灰皿、ゴミ入れ等の清掃 ②便器（大27、小15）、手洗いの清掃、消耗品の補充 床、扉、トイレ、シャワー室等の清掃 テニスコート：1,961m <sup>2</sup> テニスコート3面及び周辺部の清掃 その他 屋外等指定する箇所の清掃	月～金 ※1名常駐、祝日及び休館日を除く
		共用部分：821.04m <sup>2</sup>		
		体育館：1,410.28m <sup>2</sup>		
		テニスコート：1,961m <sup>2</sup>		
	その他	屋外等指定する箇所の清掃		
	特別清掃	会議室及び共用部分：1,263.60m <sup>2</sup> （トイレ含む）	床ワックスがけ	年2回（床ワックスうち年1回剥離清掃）
会議室、共用部分：392.15m <sup>2</sup> （トイレ含む）		ガラス清掃		
	体育館：268.36m <sup>2</sup>	ジュータンクリーニング	年2回	
警備	人的警備 機械警備 火災監視 その他	巡回警備、玄関・通用口等の施錠、駐車場の安全管理など	16:30～22:30 （休館日を除く）	
		防犯監視、警報機器の維持管理など	22:30～翌朝7:30	
			24時間態勢	
		突発的な事故等への対応	随時	
その他	廃棄物処理	事業系一般廃棄物	収集運搬及び適正処理	月4回
		不燃物	収集運搬及び適正処理	月1回
	緑化	芝生及び植込：1,059.1m <sup>2</sup>	①施肥	年1回
			②除草	
		芝生：535m <sup>2</sup>	芝刈り	年4回
		外周：404.6m <sup>2</sup>	草刈り	
		低木、上木、多行松等	剪定	年1回
		植栽、樹木	消毒	年2回
	観葉植物	レンタル	随時	
	その他	屋外点検	屋根、外壁、屋上等の異常の点検	月1回
		建築基準法第12条に基づく点検	体育館	建築物：3年ごと、建築設備：年1回
電気、水道その他経費の精算		メーター検針及び入居団体からの分担金徴収	毎月	
建物内外照明器具		蛍光灯等の交換	随時	
施設保険加入		施設賠償責任保険（本館）	○支払限度額 ・対人：1億円/人（1事故3億円まで）	○支払限度額 ・対人：1億円/人（1事故3億円まで） ・対物：1億円 ・見舞金 死亡：200万円/人 後遺障害：200万円/人 入院（日額）：2,500円/人
		施設賠償責任保険（体育施設）		
備品、消耗品の管理			随時	
施設及び設備の維持修繕、工事（大規模修繕を除く）		随時		

## 10 管理経費の状況 (H23~H27)

(単位 千円)

項 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	5か年平均
<b>人件費</b>	<b>13,381</b>	<b>13,479</b>	<b>13,372</b>	<b>13,428</b>	<b>13,760</b>	<b>13,484</b>
<b>管理費</b>	<b>18,904</b>	<b>20,960</b>	<b>20,835</b>	<b>20,572</b>	<b>20,973</b>	<b>20,449</b>
<b>需用費</b>	<b>10,140</b>	<b>12,078</b>	<b>11,851</b>	<b>12,049</b>	<b>12,386</b>	<b>11,701</b>
(電気代)	5,973	7,288	7,862	8,328	7,768	7,444
(水道代)	159	114	89	83	83	106
(ガス代)	39	44	45	47	38	43
(重油代)	721	1,833	1,659	1,605	1,453	1,454
(ガソリン代)	55	52	68	62	53	58
(修繕費)	3,193	2,747	2,128	1,924	2,991	2,597
<b>委託料</b>	<b>8,764</b>	<b>8,882</b>	<b>8,984</b>	<b>8,523</b>	<b>8,587</b>	<b>8,748</b>
(清掃)	1,764	1,764	1,764	1,815	1,857	1,793
(警備)	3,503	3,503	3,510	2,926	2,984	3,285
(冷暖房保守)	1,228	1,228	1,229	1,264	1,264	1,243
(エレベーター保守)	246	454	454	467	428	410
(電気保安)	189	189	189	194	194	191
(電話交換機)	220	220	220	227	227	223
(消防設備)	121	121	121	124	124	122
(浄化槽点検)	304	282	272	247	241	269
(ゴミ処理)	178	151	232	162	180	181
(緑化)	696	747	770	715	778	741
(その他)	315	223	223	382	310	291
<b>事務費等</b>	<b>2,149</b>	<b>2,149</b>	<b>2,313</b>	<b>2,780</b>	<b>2,639</b>	<b>2,406</b>
旅 費	0	0	0	2	0	0
消耗品費	829	755	742	1,037	906	854
印刷費等	105	126	261	90	53	127
<b>役務費</b>	<b>378</b>	<b>368</b>	<b>354</b>	<b>360</b>	<b>387</b>	<b>369</b>
(通信料)	216	204	204	193	177	199
(保険料等)	162	164	150	167	210	171
使用料・賃借料	105	98	98	99	124	105
備品費	58	0	77	0	87	44
負担金	36	36	45	36	36	38
租税公課費	635	763	683	1,153	1,043	855
雑 費	3	3	53	3	3	13
<b>合 計</b>	<b>34,434</b>	<b>36,588</b>	<b>36,520</b>	<b>36,780</b>	<b>37,372</b>	<b>36,339</b>

10 管理経費の状況（別表 修繕費内訳）

平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
テニスコート水道取出し工事	121,380	テニスネット修理	27,000	1F流し台詰まり高圧洗浄	18,360	第4会議室パーテーション塗装	37,800
第3会議室照明器具増設	79,800	2階電機湯沸器修理	15,750	漏水による電気電話線点検	19,440	第1・2会議室扉騒音緩和工事	19,440
テニスコート照明灯修理他	129,150	食堂厨房排気ファン修理	15,540	2F男子トイレ点検口修理	29,160	テニスコート水銀ランプ交換	171,720
体育館汚水管替え工事	294,000	第1・2会議室ドア修繕	29,000	第1・2会議室屋上防水テープ補修	32,400	第1・2会議室照明器具交換	176,040
体育館防水塗装工事他	26,040	正面出入りロドア鍵修理	22,050	卓球台・卓球フェンス点検修理	21,600	会議室安定器交換	42,120
3階男子トイレ小便器詰まり修理	20,790	埋設給水配管漏水修理	199,500	第1・2会議室屋上防水テープ補修	17,280	第1・2会議室照明器具交換	176,040
卓球室換気扇点検・清掃	33,600	食堂照明器具交換修理	23,100	第1・2会議室蛍光管交換・器具清掃	162,648	誘導灯バッテリー交換工事	79,812
館内ビニールクロス補修	18,900	自家発電装置触媒栓交換修繕	88,200	1Fロビー蛍光管交換・器具清掃	34,473	空調機冷媒回収及び破壊作業	207,252
ラミネーター修理	12,600	第4会議室クロス木部補修工事	33,075	2F男子トイレ・体育館男子トイレ修理	29,052	1F男子トイレ大便器修理	53,190
ラインテープ補修他	48,300	案内板名称変更	16,590	3F男子トイレ・2・3女子トイレ修理	28,836	体育館多目的トイレ修理	129,600
卓球室照明安定器交換	65,100	入口案内図面新規作成	26,250	UAセントンエアコン修理	93,960	卓球室照明灯修理	222,480
電話交換機バッテリー交換	66,570	発電機燃料漏れ修理	7,035	卓球台修理	27,864	3F男子トイレ洗面台立水栓修理	26,136
1F男子トイレ洗面台Pトラップ交換	28,906	手洗い用石鹸水入れ交換2階男子	16,695	本館堅樋管内高圧洗浄工事	37,260	体育館壁付時計ガード修理	9,720
多目的トイレ換気扇交換	56,700	調整槽ポンプ交換工事	71,232	テニスコート外周フェンス改修	39,744	正門付帯配線処理	32,400
テニスネット巻き交換	21,000	調整槽フロートスイッチ交換	18,847	体育館男子トイレ水漏れ修理	55,274	ロータリー照明器具修繕	110,160
館内親時計設備更新	290,850	テニスコート表層補修	299,250	第5会議室エアコンコン修理交換	10,800	体育館出入口床タイル修理	74,520
浄化槽電磁弁タイムスイッチ交換	17,850	第1・2会議室間仕切りパネル修繕	42,000	体育館床テープ剥がし	37,800	本館トイレ修理	48,600
2F女子トイレ耐水ペニア補修工事	37,012	アミド設置・カーテンレール補修	79,800	食堂照明器具交換	23,760	正門撤去及びフェンス設置	216,972
体育館堅樋管内洗浄工事	171,150	吸収式冷温水機燃焼部品交換	165,900	機械室点検・清掃・整備	14,040	体育館扉修理	28,512
ラインテープ補修他	10,500	吸収式冷温水機修理	220,500	体育館アコーデイオントア修理	12,528	正門パネル看板設置	27,000
テニスネット巻き交換	21,000	体育館設備修理	59,850	自家発電装置溶接塗装工事	172,800	テニスネット修理	25,000
井水揚水ポンプチャッキ弁交換	51,450	西側出入口スイング扉錠前交換修理	31,500	事務室網戸修理	20,520	排水桝段差是正工事	108,000
外部舗装補修工事	50,400	消防設備修繕	15,750	特別会議室網戸取付工事	43,200	南側駐車場水銀灯修理	41,040
第4・5会議室雨漏り工事	178,500	体育館男子トイレ蛍光灯修繕	17,850	正面出入口ドア修理	28,080	屋外灯漏電調査	29,160
屋外灯・埋込コンセント	39,900	フットサルゴール専用ネット修理	29,400	食堂事務室照明器具修理	18,360	西側駐車場水銀灯修理	30,240
防球ネット修繕	257,250	体育館屋根雨漏り点検修理	76,125	体育館女子トイレ換気扇交換工事	48,600	屋外灯ランプ撤去	36,720
ポンプ室屋上防水工事	58,485	手洗い排水Pトラップ交換	22,050	卓球室照明器具修繕	108,000	正面スイングドア修理	19,440
蛍光灯安定器（JAM群馬）	56,700	手洗い排水Pトラップ交換	78,540	第1・2会議室音響設備修繕	196,560	食堂がスレンジ大バーナー	51,300
蛍光灯安定器（連合群馬）	19,950	2階男子トイレ小便器フラッシュバルブ交換	19,845	第3駐車場門扉交換工事	299,160	第1・2会議室照明器具交換	234,360
蛍光灯安定器（連合群馬相談室）	39,900	体育館排煙装置交換	53,550	第1・2会議室蛍光管安定器交換	28,080	テニスコート外周フェンス下補修	12,420
照明スイッチ（食堂）	8,400	体育館漏水調査及び堅樋管修理	154,350	第1ドアチェック修理	5,400	第1・2会議室照明器具交換	222,480
1F女子トイレ洗面台Pトラップ交換	28,906	放流槽フロートスイッチ交換	45,990	エアフィルター交換	54,000	電気ハットホル内ケーブル吊架	66,960
1Fエレベーターホール壁タイル修理	173,250	体育館女子トイレフラッシュバルブ交換	16,800	第1・2会議室音響設備修繕	44,452	危険物貯蔵所表示板修理	10,692
トイレ入り出し窓修理	99,750	体育館女子トイレ詰まり清掃調査	47,250	テニスコート防風ネット修理	79,920	地下タクマンホール修理	15,984
2F男子トイレ小便器修理	27,972	第2会議室雨漏り仮復旧	42,000	フットサルゴールネット修理	30,240	地下タクマンホール修理	5,400
テニスコート扉修繕	48,300					電動空気入れ修理	5,000
階段滑り止めゴム修理	36,750					体育館壁付時計ガード修理	83,160
						体育館外部スピーカー交換工事	53,460
						特別会議室木製扉調整工事	20,520
						2F女子トイレ洗面台修理	29,700
合計	2,747,061	合計	2,128,164	合計	1,923,651	合計	2,990,550

## 1 1 施設・設備の主な整備実績

昭和59年	4月	本館オープン
	11月	体育施設（体育館、テニスコート）オープン
昭和62年	3月	駐車場増設（3,708㎡）
平成元年	11月	冷暖房機修繕
平成2年	3月	研修室を事務室に改修
平成3年	2月	テニスコートに防風ネットを設置
平成4年	2月	重油タンク配管付替
	5月	放送設備改修（第1、2会議室）
平成5年	3月	テニスコート塗装、体育館ライン補修
	10月	館内食堂改修（壁紙・タイル張替、調理器具移設など）
	12月	冷暖房機修繕、消防設備交換（非常灯、非常灯用電源）
平成6年	3月	駐車場増設（3,218㎡）
	8月	体育館床面塗装
	9月	エレベーター耐震設備工事
平成7年	1月	会議室等改修
	10月	本館屋上防水補修
平成9年	1月	空調設備改修（第3、4会議室）、放送設備改修（第3会議室、体育館）、体育館内装改修
	10月	空調設備改修（第5会議室）
	11月	電話交換機更新
平成10年	1月	吸収式冷温水器本体更新、本館屋上防水工事
	7月	消防設備交換（消火用ホース、誘導灯バッテリー）
	8月	発電機用バッテリー交換
	9月	浄化槽自動スクリーン交換
平成11年	2月	事務室スペース等改修（本館2、3階）、体育館屋根補修
	3月	放送設備更新（第1、2会議室）
平成12年	7月	井戸ポンプ及び井水除砂装置交換
平成13年	3月	放送設備更新（第3会議室）
平成15年	5月	体育館天井補強
平成17年	3月	冷暖房用ファンコイルユニット（第1、2会議室）等交換、蛍光灯安定器交換
平成18年	9月	非常照明バッテリー交換
平成20年	3月	トイレ給水管工事（体育館）
	7月	階段壁の修理
	11月	1階ホール屋根防水工事
平成21年	8月	体育館ガス給湯器交換（女子更衣室シャワー用）
平成22年	4月	吸収式冷温水ポンプ交換（1F機械室）
平成23年	8月	体育館天井改修工事
	9月	エレベーター更新工事
平成26年	8月	第2会議室天井及び屋上防水工事
平成27年	3月	給水管改修工事（本館1、2階）
平成28年	3月	非常用放送設備更新工事（本館）

## 1 2 現職員の業務について

区 分	事 務 分 掌
担 当 G L	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局の総括に関すること。</li> <li>○人事・給与・服装に関すること。</li> <li>○出納役に関すること。</li> <li>○事業計画策定及び指定管理者指定に関すること。</li> <li>○施設及び設備の管理に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用の承認及び料金の収受に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用状況の確認・指導に関すること。</li> <li>○その他特命事項に関すること。</li> </ul>
担 当 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算・決算及び経理に関すること。</li> <li>○施設及び設備の管理に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用の承認及び料金の収受に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用状況の確認・指導に関すること。</li> <li>○管理報告（月報）の作成に関すること。</li> <li>○入居団体に関すること。</li> <li>○防火管理に関すること。</li> <li>○保守管理契約及び保守管理業者の監督に関すること。</li> <li>○物品購入等に関すること。</li> <li>○その他特命事項に関すること。</li> </ul>
担 当 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与・旅費の支給など庶務に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用の承認及び料金の収受に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用状況の確認・指導に関すること。</li> <li>○情報公開に関すること。</li> <li>○文書の収受・発送に関すること。</li> <li>○その他特命事項に関すること。</li> </ul>
臨 時 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設及び設備の利用の承認及び料金の収受に関すること。</li> <li>○施設及び設備の利用状況の確認・指導に関すること。</li> <li>○その他庶務事務等の補助に関すること。</li> </ul>



### 1 3 入居団体等からの分担金徴収実績

(単位 千円)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	4か年平均
1 電 気 代	3,012	3,328	3,474	3,231	3,261
2 水 道 代	86	77	75	75	78
3 そ の 他	719	715	707	706	712
(清 掃)	269	269	269	269	269
(冷暖房保守)	248	248	248	248	248
(電気保安)	78	78	78	78	78
(浄化槽点検)	92	89	83	83	87
(ゴミ処理)	32	31	29	28	30
合 計 (1～3)	3,817	4,120	4,256	4,012	4,051

#### ○ 分担金のルール

項 目	内 容
電 気 代	各団体毎に個別メーターに基づき徴収
	※飲料自販機は、別途実費徴収
水 道 代	人員×112円
	※レストランは、個別メーターに基づき徴収
清 掃	面積×24円
冷 暖 房 保 守	各入居団体保安点検料
電 気 保 安	面積×7円
浄 化 槽 点 検	人員×223円
ゴ ミ 処 理	人員×93円

## 1 4 電気設備の詳細について

### 1 受電設備

	PAS (開閉器、300A)	SOG (トリップ装置)
メーカー	(株)戸上電機製作所	(株)戸上電機製作所
型式	KLT-PA-D2N10LT	LTR-P-DOT

### 2 変電設備 (屋外キュービクル)

トランス		
動力	第1バンク：75kVA	第2バンク：100kVA
電灯	第1バンク：100kVA	第2バンク：75kVA

	VCB (遮断機)	OCR (継電器)
メーカー	三菱電機(株)	オムロン(株)
型式	VF-13NH-D	K2CA-D0-R2

### 3 自家発電設備 (屋外キュービクル、1983年製)

メーカー	三菱電機(株)		
型式	PG40-FX-R0		
燃料	軽油：40 <small>リットル</small> (燃料消費率：11 <small>リットル</small> /h)		
能力	定格容量：33.5VA (26.8kw)	定格電圧：200V	力率：0.8

15 備品一覧

名 称	数	規 格 等	設置場所又は通常の保管場所	
			建 物	場 所
事務机	1	3701EA	本 館	事務局
食器戸棚	1	コクヨ BKW11C	本 館	事務局
金庫	1	GN-259-20	本 館	事務局
多穴パンチ	1	プラス PH200	本 館	事務局
パソコン一式	1	エプソン AV320S	本 館	事務局
AED自動対外式除細動器	1	カルジオライフ AED-2150	本 館	事務局
車いす	1	470mm、自走タイプ、CM-1型	本 館	ロビー
製氷機	1	IM-45L	本 館	レストラン
ルームエアコン	1	ダイキン F22HTNS-W	本 館	1F 労金休憩室
ロビーチェア	2	CN324	本 館	ロビー（1F）
	3	CN323B	本 館	廊下（3F①）、倉庫（3F②）
フラワーボックス	5	イトウ FBM6	本 館	ロビー（1F④）、倉庫（3F①）
ベンチ	2	2309C2	本 館	ロビー（3F）
	2	230922	本 館	ロビー（3F）
長椅子	2	ホートク サルビア1型	本 館	ロビー（3F）
演台	4	イトーキ LCG124M	本 館	第1、2、3、4会議室
花台	2	223M	本 館	第1会議室
ステージ	2	コトブキ FS-055	本 館	第1会議室
ホワイトボード	1	コクヨ BB-R36WWN	本 館	第1会議室
マイク一式	1	ワイヤレスマイク（ハンド型・タイピン型・スタンド）	本 館	第3会議室
レクチャーアンプ一式	1	レクチャーアンプ、ユニット、チューナーパネル	本 館	第3会議室
ダブルカセットデッキ	1	レクチャーアンプ用	本 館	第3会議室
コンパクトスピーカー一式	1	スピーカー、スタンド、ケーブル	本 館	第3会議室
会議用テーブル	3	アイチ CTN2-450LB 幕板付	本 館	第4会議室
会議用テーブル	12	アイチ CTN2-450 幕板なし	本 館	第4会議室
会議用椅子	45	アイチ SLY-SV	本 館	第4会議室
会議用テーブル	1	メラミン化粧板張	本 館	第5会議室
会議用イス	10	ビニース、レザー張り、肘掛け、キャスター付	本 館	第5会議室
会議用椅子	20	ハイバックタイプ	本 館	特別会議室
会議用テーブル	4	コーナー型 1200×600	本 館	特別会議室
会議用テーブル	4	1800×600	本 館	特別会議室
液晶プロジェクター	1	エプソン EB-X18	本 館	倉庫（3F）
プロジェクター台	1	エプソン PT-W	本 館	倉庫（3F）
テーブル台車	3	ウチダ 900	本 館	倉庫（3F） 体育館控室A
折りたたみいす台車	4	コクヨ CP60	本 館	倉庫（3F）
黒板	1	イトウ HF-36	本 館	倉庫（3F）
演台	1	コクヨ WA-211N	体育館	ステージ
演台	1	KB-933	体育館	ステージ
花台	2	キャスター付	体育館	ステージ
ホワイトボード	1	コクヨ BB-K36WN	体育館	倉庫
ロビーチェア	1	CN323B	体育館	体育館控室B
更衣室ロッカー	8	アルファ S-1685WB	体育館	更衣室、ロビー
卓球台	10	サンエイベリック	体育館	用具庫⑥、卓球室④
卓球台	1	三映10-015	体育館	用具庫
卓球台	6	三映セパレート式18-656	体育館	用具庫
卓球台	1	三映チャンサーCH-100	体育館	用具庫
卓球台	1	ヤング運動具製作所TCE-H20	体育館	用具庫
卓球台	1	三映セパレート式18-656	体育館	用具庫
卓球台	3	ニッタクOK-K30	体育館	用具庫②、卓球室①
器具ハンガー	1	カドヤ S3832	体育館	用具庫
背付きベンチ	8	オリバー FG-039	(屋外)	テニスコート
ベンチ	2	エバニュー KA-473	(屋外)	テニスコート